

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊滝川駐屯地
第345会計隊長 安田 和 樹

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：重迫けん引車ほか6件別紙第1内訳書のとおり
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊滝川駐屯地
- (3) 搬出期限：代金納付の日から5日以内（令和3年11月30日（火）までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C以上」の格付けを有する者
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）に関して、次のいずれかに該当する者であること。
ア すべてを有するもの（それぞれの資格を証明する書類を入札前に提出すること。）
イ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、**令和3年9月13日（月）17時まで**に下請負承認申請書を提出し、入札日の前日までに承認を受けた者（引取業の資格を証明する書類を入札前に提出すること。）
- (6) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

3 入札及び契約心得を示す場所

北部方面会計隊ホームページ及び陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊 契約班

4 現場説明

- (1) 場所：陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊契約班事務室じ後各集積場所
- (2) 日時：**令和3年8月30日（月）～令和3年9月10日（金）**（但し、9月4日・5日の期間を除く。）までの間
（参加希望者は事前に第14項（16）に示す問い合わせ先に連絡し調整すること。）

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊滝川駐屯地 諸隊会議室（会計隊契約班隣）
- (2) 日時：令和3年9月17日（金）1330～（1320から入室可）

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約事項による契約に虚偽又は違反した場合
- (5) F A X・電報による入札
- (6) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (7) **現場確認をしていない者の入札**

8 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地標準契約書「不用物品売払契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売払い物品の解体に関する特約条項」とする。但し、「売払い物品の解体に関する特約条項」第3条は、「第1条に掲げる売払い物品の

所有権は、当該物品の引渡が完了したときをもって甲から乙に移るものとする。」に替える。

- (3) 第12項に示す損害賠償請求について規定する。
- (4) 陸上自衛隊仕様書（GV-Z001013B）を付す。

9 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。なお落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 所有権移転の時期

当該物件の引渡しが完了した時とする。

11 取得物品について

- (1) 取得した物品を搬出する場合は各担当者の点検を受けた後搬出する。
- (2) 解体作業・搬出作業は当該部隊の課業時間内とする。
- (3) 取得物品は原形のままの使用を禁止する。

12 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

13 工程予定表の提出

解体及び破碎の工程予定表を令和3年9月13日(月)17時までに提出するものとし、確認ができた者が本入札に参加できるものとする。

14 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 売払品の実質重量及び状態については現物現況を優先する。
- (3) 入札に参加する者は資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 本入札は新型コロナウイルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。そのため、当日来場にて応募を希望する場合は、令和3年9月16日(木)17時まで(16)の問い合わせ先へ連絡するものとする。来場の際はマスク着用等に留意すること。
- (6) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、入札書と資格審査結果通知書(写)を「重迫けん引車ほか6件売払 入札書在中」と記載した封筒に入れ、書留郵便(簡易書留、メール便可)にて9月16日(木)17時までに滝川駐屯地会計隊に必着させること。この際、(16)の問い合わせ先に到達の確認を行うこと。郵便入札を含む初度の入札において、再度入札を行う場合は官側が指定する日時において実施するものとする。
- (7) 入札に当たっては、入札及び契約心得を遵守すること。
- (8) 入札書において「当社は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (9) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (11) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (12) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (13) 契約業者は輸送時及び保管等に際し、紛失防止に万全を期すこと。
- (14) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法令等に基づき実施するものとし、一切の責任は落札業者の責めによるものとする。
- (15) 落札者は、使用済自動車の引渡しを受けた際、速やかに引取証明書を交付する。
- (16) 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊滝川駐屯地 第345会計隊 契約班(担当:渡部)
TEL0125-22-2141(内547)FAX0125-22-2141(内348)

13 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所:各駐屯地会計隊(滝川、岩見沢、美唄、旭川、札幌)
滝川商工会議所、岩見沢商工会議所、美唄商工会議所、旭川商工会議所、札幌商工会議所
北部方面会計隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>)

(2) 掲示期間：令和3年8月27日～令和3年9月17日

内 訳 書

番 号	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考
1	重迫けん引車	120mm迫撃砲RT用	両	3	リサイクル券 有
2	73式小型トラック	4×4J23 (87式対戦車誘 導弾発射装置積載専用)	両	4	リサイクル券 有
3	1/4tトレーラ	87式対戦車誘導弾積載 専用	両	2	
4	高機動車	BXD10	両	2	リサイクル券 有
5	3 1/2tトラック(暖房装置 付き)	6×6SKW475いすゞ	両	2	リサイクル券 有
6	1/2tトラック(指揮・連絡用)	V16BBSFA	両	10	リサイクル券 有
7	1t水タンクトレーラ	1,000L	両	1	
	以下余白				

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
 - ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事、その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		GV-Z001013B	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成30年 6月13日
		変 更	平成31年 3月22日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 売払い

売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）[陸幕4第275号（44.10.1）]

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

a) 契約の相手方は、“使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下，“法律”という。）に基づき実施するものとする。

b) 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下

請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行うものとする。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出するものとする。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行うものとする。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通した際には損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分に当たっては、必要に応じ官側の立ち合いを受ける。

2.6 処理要領

契約の相手方は、2.4 で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	—
4 ^{c)}	解体及び破砕(又は溶解)時の工程写真			作業完了後15日以内	—
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図1による。
6 ^{c)}	破砕(又は溶解)証明書				様式は、図2による。
<p>注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破砕の全てを実施する場合を除く。</p> <p>^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>					

4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期するものとする。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図1－解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付

図2－破碎（溶解）証明書の様式